

千葉県産業支援技術研究所受託試験実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、平成24年度経済産業省補正予算「地域新産業創出基盤強化事業」及び平成25年度経済産業省補正予算「地域オープンイノベーション促進事業」並びに平成26年度地域イノベーション協創プログラム補助金（地域オープンイノベーション促進事業）により、千葉県産業支援技術研究所（以下「研究所」という。）に設置された機器を利用し、研究所が研究所以外の者から受託して行う試験（以下「受託試験」という。）の実施に関し、必要な事項を定める。

(試験の依頼)

第2条 研究所に受託試験を依頼しようとする者（以下「依頼者」という。）は、受託試験依頼書（別記第1号様式）を研究所の長（以下「所長」という。）に提出しなければならない。

(供試品等の提出)

第3条 依頼者は供試品を所長の指示に従い提出しなければならない。
2 前項の規定により提出された供試品は、還付しない。ただし、依頼の際あらかじめ申出があったときは、残品がある場合に限り還付する。

(試験の結果の通知)

第4条 所長は、受託試験の結果について、受託試験成績書（別記第2号様式）を依頼者に交付するものとする。
2 試験成績書の謄本を請求しようとする者は、受託試験成績書謄本交付申請書（別記第3号様式）を所長に提出しなければならない。

(依頼者の義務等)

第5条 依頼者は、その依頼に関し所長の指示に従わなければならない。
2 所長は、依頼者が前項の規定に違反したときは、その依頼を拒むことができる。

(受託試験料)

第6条 受託試験に関し、依頼者より受託試験料（以下、「試験料」という。）を徴収するものとする。
2 受託試験の種類及び試験料の額は、別表に掲げるとおりとする。
3 試験料は、受託試験を依頼するための申請を行うときに納入しなければならない。ただし、所長が事前に徴収することが適当でないとするものについてはこの限りでない。

(額の特例)

第 7 条 所長は、試験料を納入すべき者（以下「納入者」という。）が次の各号の一に該当するときは、当該試験料の額の全部又は一部を免除することができる。

- 一 納入者が国又は地方公共団体等であって、受託試験が公益上特に必要があると認められるとき。
- 二 災害その他特別の理由があると認められるとき。

2 前項の規定により試験料の免除受けようとする者は、受託試験料減免申請書（別記第 4 号様式）に必要な書類を添えて所長に提出しなければならない。

(延滞金)

第 8 条 納入者が当該試験料を納入すべき期限までに納入しない場合においては、県税の例により延滞金を徴収する。ただし、所長が特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(試験料の還付)

第 9 条 既納の試験料は、還付しない。ただし、所長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

2 前項の規定により試験料の還付を受けようとする者は、受託試験料還付申請書（別記第 5 号様式）に必要な書類を添えて所長に提出しなければならない。

(補則)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、受託試験の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成 26 年 1 月 20 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。